

重要

新「スポーツ少年団指導者制度」スタート!

令和2(2020)年度から、①社会からのスポーツ少年団への期待に応える、②スポーツ少年団がスポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する存在になる、③すべてのスポーツ少年団指導者が、日本スポーツ協会(以下、JSPO)公認スポーツ指導者資格保有者になることを目的に、新たなスポーツ少年団指導者制度がスタートします。

大きな改定内容は、次の4点です。

- ①スポーツ少年団は、「JSPO 公認スポーツ指導者制度」に基づき、「**JSPO 公認スタートコーチ(スポーツ少年団)**」を養成する。
- ②スポーツ少年団の登録区分を整理し、「**団員**」、「**指導者**」、「**役員**」及び「**スタッフ**」とする。
- ③スポーツ少年団に「指導者」として登録するためには、**登録・更新制の JSPO 公認スポーツ指導者資格**※を保有していなければならない。
※資格認定のためには、JSPO への指導者資格登録が必要で、資格を維持するためには、更新研修を受講・修了し更新手続き(要資格登録料等)を行うことが義務となる。「認定員」資格保有者は、「**JSPO 公認コーチングアシスタント**」資格への移行が必要となる。
- ④単位スポーツ少年団の登録条件は、原則として団員10名以上、指導者2名以上で構成することに加え、「20歳以上の指導者・役員又はスタッフの2名以上の登録」と「2名以上の指導者がスポーツ少年団の理念を学んでいることが必要」とする。

これを受けて、秋田県スポーツ少年団では、新たな秋田県スポーツ少年団登録規程(ローカルルール)を施行します。

秋田型ローカルルールの要点は、次の5点です。

- ①団活動は、20歳以上の登録指導者のもとで行う。
- ②スポーツ少年団に関わる者は、「団員」、「指導者」、「役員」又は「スタッフ」の**いずれかに必ず登録**する。
- ③「認定員」資格保有者は、**原則として2023年度までは、「JSPO 公認スポーツリーダー」資格で指導者登録**する。2024年度以降も指導者登録する場合には、**2023年度に「JSPO 公認コーチングアシスタント」への移行手続き**を行う。

- ④「理念」を学んだ公認スポーツ指導者資格を有する20歳以上の指導者1名を、団の代表者とする。
- ⑤コーチ・教師等のJSPO 公認スポーツ指導者資格を有する者が、「スタートコーチ(スポーツ少年団)」を取得する場合には、養成講習会の全カリキュラムを受講するものとする。(ただし、検定試験は免除)

この中で、特に注意が必要なのが、ルール③です。

今年度末で、スポーツ少年団の「認定員」や「認定育成員」資格は終了しますが、これにより「JSPO 公認スポーツリーダー」資格を有する「認定員」は、指導者として登録する場合、「JSPO 公認コーチングアシスタント」資格への移行が必要となります。

しかし、日本スポーツ少年団では、移行期の特別措置として、2023年度のスポーツ少年団登録までは「スポーツリーダー」資格のみでも「指導者」登録することができる、としています。

よって、本県ではこの特別措置を最大限に活用し、左記のローカルルール③を適用するにしました。

なお、「スポーツリーダー」から「コーチングアシスタント」への資格移行については、JSPO に対して資格移行申請を行い、その後移行手続き(要資格登録料等)を行うことで、資格の移行が完了します。資格の有効期間は、移行(登録)が完了してから4年間です。

資格移行(資格登録)及び資格更新の手続きの詳細については、JSPO ホームページや秋田県スポーツ少年団ホームページをご覧ください。

〈指導者の登録手続きについて〉

「日本スポーツ協会ホームページ」⇒「スポーツ指導者」⇒「各種手続き」⇒「登録手続きのお願い」

〈指導者制度改定に関する資料について〉

<http://www.akitaikyo.or.jp/>

「秋田県体育協会ホームページ」⇒「スポーツ少年団」⇒「スポーツ少年団指導者制度改定(令和2年4月1日～)」

※日本スポーツ少年団ホームページ「令和2(2020)年度以降のスポーツ少年団について」もご覧ください。